

入札説明書

この入札説明書は、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務
- (2) 特質等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 供給場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札に関する書類の提出場所及び日時

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8043

住 所 福島県福島市中町8番2号（福島県自治会館4階）
福島県病院局病院経営課

電 話 024-521-7229

F A X 024-521-7924

- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和5年3月22日（水）から令和5年3月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度
の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、(1)に掲げる
場所まで令和5年3月24日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出期限

令和5年3月31日（金）午後5時15分（必着）

- (4) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）の発送日

令和5年4月5日（水）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年4月11日（火）午前10時

福島県自治会館 4 階病院局会議室（福島県福島市中町 8 番 2 号）

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を 3 (1) に掲げる場所に郵送（書留に限る。）又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 委任状（県外に本店を有する場合で、その本店から入札書の提出等を委任された県内又は近県にある支店又は営業所が申請する場合）（様式 2）

ウ 登記事項証明書又は写し

エ 電気事業法第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者の登録を受けていることを証する書類

オ 供給実績証明書（様式 6）

電気供給に関する契約書の写し又は発注機関が発行した供給実績証明書（様式 7）等、供給の事実を証明する書類

カ 更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類

(2) 資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（様式 3）により、3 (4) に規定する期日までに発送するものとする。

(3) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

5 入札書の提出方法

(1) 入札書には、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し、3 (5) に規定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 「福島県立病院（診療所）5 施設の電気供給業務」（4月11日開札）

(3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。

(4) 郵送による入札については、二重封筒の表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に(2)の必要事項を記載し、書留郵便により、令和 5 年 4 月 10 日（月）午後 5 時 15 分までに 3 (1) に規定する場所に必着のこと。

(5) 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（様式5）を持参すること。

6 入札金額等

- (1) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価という。kW単価（小数点以下を含むことができる。）。同一月においては单一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価という。kWh単価（小数点以下を含むことができる。）。同一月においては单一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した12月分の総額とする。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 内訳書の提出

- (1) 入札書を入れる封筒に、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を同封すること。
- (2) 内訳書は、返却しない。
- (3) 入札書の入札金額が内訳書の金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8 入札保証金

- (1) 入札者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが又はその納付に代えて担保として福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第70条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規程第192条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、入札保証金納付免除申請書（様式8）により令和5年3月31日（金）午後5時15分までに申請するものとする。
- (4) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

9 開札等

- (1) 開札は、3(5)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は公開で行う。
- (3) 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）
 - イ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札者で入札保証金を納付する場合）
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札を行う。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度入札を行うことができない場合は、別の日時を指定して再度入札を行う。

10 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式9）により令和5年3月28日（火）午後5時15分までにファクシミリで関係職員に説明を求めることができる。すべての質問事項及び回答をまとめ、福島県病院局ホームページに掲載する方法により回答するものとする。
- (2) 入札書は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

12 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 入札金額を訂正している入札
- (8) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札
又は後発の入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

14 落札者の決定方法

- (1) 福島県が定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規程第70条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規程第174条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

16 契約書等の作成等

- (1) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (2) 落札者が契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (3) 本契約は、入札の際に提出される内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
契約単価は、内訳書に記載された単価の金額とし、当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

17 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

18 契約条項　購入契約書（案）及び財務規程による。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

20 当該調達に関する事務を担当する課　上記3の（1）と同じ。

21 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等

福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

財務規程（抜粋）

別記1（入札保証金の減免）

第192条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約及び庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するとき。

2 (略)

別記2（契約保証金の減免）

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契

約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 固定資産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (8) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあっては、100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。